



連載

アメリカ合衆国のロースクール教育

第3回

アメリカ合衆国ロースクール協会 主催ワークショップ報告

村岡啓一 一橋大学大学院法学研究科教授

はじめに

私は2005年に、アメリカ合衆国ロースクール協会 (The Association of American Law Schools: AALSと略称)が主催する2つのワークショップ(以下、WSと記す)に参加した。1つは、2005年4月30日から5月3日までの間、シカゴにて開催された臨床法学教育に関するWSであり、もう1つは6月12日から6月14日までの間、カナダのモントリオールにて開催された法曹倫理教育に関するWSである。いずれも参加者が各グループに分かれて特定のテーマについて自らの実践に基づいて意見を交わし、お互いによりよき教授法を求めて知恵を出し合うという趣向である。各分野の最もホットなテーマを議論するという意味では学会に近いが、グループに分かれて意見交換をするという意味では研究報告集会ないし教授法に関するFD(教員研修。Faculty Development)に近い。アメリカのロースクール単体ではわが国の大学で盛んな学内FDはないようであるが、その代わりに、こうした全国規模の研修の場が用意されているのである。

ところで、前者には全米およびカナダから400人を超える参加者が、後者にも100人を超える参加者がおり、いずれについても、AALSの正規会員ではないわが国のロースクールからも複数校が参加した(前者につき、一橋大学、早稲田大学、獨協大学、國學院大學、大宮法科大学院大学。後者につき、一橋大学、北海

道大学)。とくに、臨床法学教育に関するワークショップでは特別企画(Joint Colloquium)として、わが国のロースクールにおける初めての臨床教育の実践例が早稲田大学、國學院大學、大宮法科大学院大学から報告され、出席者の関心を集めた(「法科大学院における臨床教育——早稲田の挑戦」法学セミナー608号58頁、609号54頁〔いずれも2005年〕)。

本稿では、2つのWSに私が参加して得た数多くの情報の中から読者の興味を惹きそうな情報に限って紹介しよう。

臨床法学教育に関するワークショップ

参加者は、分野ごとに細分化された20のワーキンググループのいずれかに所属して「臨床教育と監督」(Clinical Teaching and Supervision)という統一テーマにつき、3日間議論をした。私はピーター・ジョイ教授(Professor Peter A. Joy)がリーダー役を務める刑事司法のグループに配属された。議論は、「経験を通して学ぶこと」をいかに効果的に学生に教えるかという方法論をめぐって、参加者の実践例の紹介とそれに対する批判と擁護という形で進行した。

教授法に関する創意と工夫は、各スクールによって千差万別とあってよい。ただ、私が参加者の実践経験の報告と議論を聴いて認識を新たにすることは、臨床教育(クリニック)というものが、「生きた事

のさまざまな分野でヴェリイコープ社の代理をしている。ヴェリイコープ社は公的に登録されたニューヨークを拠点とするデラウェア州の会社である。ヴェリイコープ社は広汎な分野で世界規模の企業活動を行っている。依頼会社の会計士とのさまざまな相談を通じて、メアリーはヴェリイコープ社が資金流用をしている可能性に気づいた。もし、それが真実だとすれば、ヴェリイコープ社および株主に重大な損害をもたらす可能性があった。その資金流用はヴェリイコープ社を代理するメアリーの仕事とは関係がなかったが、彼女はその情報は正確であると確信している。メアリーは何をなすべきか？

これらの設問には、現在のアメリカの法曹倫理が抱えている問題点が集約されている。

問1は、モデル・ルール1.6の守秘義務とその例外がテーマである。子どもたちの保護という「公益」のために弁護士が知りえた情報を捜査当局に開示してよいのか、あるいは、開示すべきなのか、また、弁護士自らが探索した結果、仮に子どもたちの遺体を発見した場合、その事実は守秘義務により開示が禁止されるのか、あるいは守秘義務の例外として開示できるのか等々が議論の対象となった。各グループの結論は、ニュアンスの差はあるが、子どもたちの生死が不明である以上、規則に則り、捜査機関への情報開示も許されるが、弁護士自身による調査を行うというものであった。そして、仮に遺体で発見した場合には、守秘義務の範囲内になるので何もしないというものであった。

問2は、州と連邦における弁護士業務の許可基準の二重性に関わるアメリカ固有の問題である。各グループの結論は一様ではなかったが、破産事件については州法と抵触するのでサムの開業には問題がある点では一致していた。根本的には、州と連邦の二重基準を解消して統一基準を定立するしかないという結論であった。二重基準の問題は、営業許可のみならず、連邦管轄の法律実務の倫理違反を問う場合に、懲戒規定の適用は連邦基準なのか、それとも州の基準なのかという形でも顕在化している。

問3は、検察官の有罪判決獲得のための訴訟戦略と法律家としての倫理違反を問う問題である。出題者による検察官擁護のための誘導にもかかわらず、すべてのグループが倫理違反による懲戒相当で一致し、

異論をみななかった。わが国では検察官を名宛人とする倫理規範は存在しないが、仮に法曹三者に同様の問題を出した場合、異論なく検察官の倫理違反を帰結するかといえはかなり疑問である。事案の解決に向けた判決の論理と法律家自身の倫理規範違反とを峻別するアメリカの姿勢は学ぶべきであろう。

問4は、サーベンス・オックスリー法(2002年企業会計改革法。ゲートキーパーの根拠法)の適用が問題となる弁護士の告発義務がテーマである。しかし、各グループの議論でも、前提となる同法と証券取引業務に直接関らない外国人弁護士との関係がよくわからなかったため、メアリーの裁量判断に基づく情報開示を許容する規則(モデル・ルール1.13)を確認するにとどまった。アメリカの場合、今日ではローファームが巨大化、国際化すると同時に、依頼者の側も巨大化、多国籍化しているために、従来の個人弁護士対個人顧客の関係をモデルとして規定されてきた倫理規範が実状に合致しない状況が生まれている。たとえば、全世界の巨大ローファームの外国事務所と多国籍企業の支店を射程に入れて厳格に利益相反原則を適用すれば、委任契約の主体である巨大ローファームは代理業務をなしえなくなるので、倫理規定ではなく契約によって利益相反を回避しようとしていることなどが一例である。問4の背景には、実は、こうした依頼者-弁護士関係の構造の変化も反映しているのである。

最後に

私が2つのWSに参加して学んだことと感じたことを述べてみよう。学んだことは、法律業務の国際化、組織化、産業化に伴ってアメリカの法律家像が大きく変容しており、臨床法学教育も法曹倫理教育も、リアルタイムで法律家の実際を反映するというその特殊性のゆえに、教育内容の面でも教育方法の面でも、大きな変革を迫られているということである。私自身はアメリカのロースクールに範を求めて学ぶ目的で参加しているが、その学ぶべき対象それ自体が決して確立された不動のものではなく、絶えず変化し発展しているのである。逆に、日本からの参加は大いに歓迎され、シカゴWSでは、早稲田大学ロースクールを始めとするクリニックの実践例が臨床法学教育の有効性を他国でも実証する好例として注目を集めたし、モントリ



オールWSでは、世界的な動向に眼を向けようという提言がなされ、法曹三者に限らず多様な法律関係職種が多層構造からなる日本の法制度やプロボノ (pro bono。無料奉仕活動) の源流とされる中国の思想にまで関心が寄せられた。わが国ロースクールの実践はそれ自体がひとつの発信すべき価値のある情報になっているのである。韓国でもロースクールが開設されるので、今後は、アジアにおける法曹教育がいつそう注目を集めることになるだろう。

感じたことは、WSに参加した教育担当者の圧倒的な熱意である。WSは参加型FDであると冒頭に紹介したが、テーマに即した最新の議論と新たな教授法や工夫が公開されるほかに、著名な研究者や教育者を配置した小グループに分かれて共通のテーマを議論することが共通した目玉企画になっている。書物でしか知らなかったその道の大家と直接会って教授法を学べるというのは大変な魅力である。また、同じような困難を抱えている教員同士が意見交換できるというのも自らの教授法を確立するうえで極めて有益であ

る。参加者に聞くと、ほぼ半数とは面識があるけれども残り半数とは初対面であるとのことであった。しかし、一度参加すれば、参加者の熱意に圧倒されるとともに、同じ仲間という意識を共有するに至るので、年々参加者は増加の一途を辿ることになる。3年前から臨床教育のWSに参加している早稲田大学の宮川成雄教授は、日本のロースクールを代表して挨拶した際に「3年前は日本から自分1人の参加であったのが、去年は複数になり、今年は5大学から9人の参加を得た。来年はもっと多くの日本のロースクールが参加するだろう」と述べたが、私もまったく同じ気持ちで来年も必ず参加しようと考えた。

今回は、本文でも触れた「変容する法律家像」について、オクラホマ・シティ大学ロースクール100周年記念事業の一環として行われた、ドリームチームと称された著名な学者らによる講演会の内容を報告しよう。

(むらおか・けいいち)



ロースクール通信

受験勉強中!

11月。昨年より色づきの遅かった紅葉も、ようやく見頃を迎えた。2回生の後期の授業も半分を過ぎて、ロー・スクールでの毎日も、受験色が濃くなってきた。

入学当初、「ロー・スクールの授業さえしっかり理解していれば、新司法試験用の特別な受験勉強は不要である」との先生方の力強い言葉に、それまで溜め込んでいた「受験用」のいろいろなモノを段ボール箱に封印した。思い切って捨てないところが我ながらこいが、いまになってみれば、捨てても良かった。2年前の受験本はすでに使えない。ロー・スクール入学後に商法は大改正され、刑事訴訟法、民事訴訟法も変わり、民法、刑法まで変わった。あとは、在学中に憲法が変わらないことを祈るくらいだろうか。

ともかく、学校の勉強さえしていれば……という呪文に支えられて、先生方さえ試行錯誤の授業で、実務と理論の架橋をこの1年半の間にひたすら学んできたわけだが、ここきて、ロー・スクール生自身のみならず先生方にお

いても、どうもそうとばかりも言っていられなくなって来た。

その大きな理由としては、8月の新司法試験プレテストの結果が芳しくなかったことと、なにより、足切り用に使われるという短答式試験が難しかったことが挙げられる。安念潤司教授は試験の難しさ加減を「試験フェチ」と呼んだが(法学セミナー2005年11月号10頁)、その言葉に、大きく肯いたロー・スクール生は少なくなかったはずである。

そこで、ロー・スクール生はどうしているかという、タイプの的には大きく2つに分かれた。1つは、後期の授業で、法科大学院修了要件ギリギリの単位数のみ楽勝系の授業を履修して、あとはひたすら予備校などの受験本で自学自習することに打ち込むタイプ。もう1つは、ロー・スクールの授業でも受験に直接役立ちそうな、いわゆる答案練習系の授業の履修に登録を変更して、授業を利用しながら受験勉強をするタイプ(私はこちら)。

なにが功を奏するかわからないのが私たち新司法試験初年度受験組だが、もうあと残すところ、ロー・スクール修了まで4カ月、試験まで6カ月に迫った。ネコの手も借りたい状態だが、来年は成年なので、遠吠えにならないように、地味に机にかじりつく日々である。

(森家けい/立命館大学法科大学院)